

仙台市農業集落排水設備水洗化工事資金融資あっせん要綱

(平成12年3月28日経済局長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、本市が行う農業集落排水事業を効率的かつ円滑に運営するため、金融機関協力の下に、排水設備を農業集落排水施設に接続しようとする者に対し、排水設備の設置及び水洗便所への改造等に係わる資金の融資のあっせん（以下「あっせん」という。）を行うことにより、排水施設への汚水の排除を促進し地域の生活環境及び公衆衛生の向上を目的とする。

(あっせんの対象)

第2条 あっせんを受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者（法人を除く。以下同じ。）とする。

- (1) 排水処理区域内にある家屋、又は施設の所有者で排水施設の供用開始の日から3年以内に排水設備を設置し当該排水施設に接続しようとするもの。ただし、特別な理由で市長が相当な事由があると認めるときはこの限りでない。
- (2) 本市の市税を滞納していない者
- (3) 農業集落排水事業分担金を滞納していない者
- (4) 償還能力がある者
- (5) 暴力団等と関係を有していない者

(あっせんの限度額条件)

第3条 あっせんの限度額は、1人1戸につき50万円とする。ただし賃貸住宅（貸家又はアパート）の場合は貸付限度を1戸あたり50万円とし、その合計額（当該額が200万円を超える場合にあっては、200万円）以内の額とする。

(申請)

第4条 あっせんを受けようとする者は、別に定める申請書に必要書類を添えて市長に申請しなければならない。

(あっせんの決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査しあっせんの可否を決定するものとする。

2 市長は、あっせんの決定をしたときは、金融機関に融資の依頼を行うものとする。

(貸付け)

第6条 前条に規定する依頼及び当該依頼に係る金融機関からの融資は、所定の工事完了後、当該工事に係る検査済証を確認の上行うものとする。

(保証人)

第7条 融資を受ける際には、次の要件を具備する連帯保証人を1人立てなければならない。

- (1) 市内に居住していること
- (2) 市県民税の所得割納税義務者であり、市県民税の所得割の滞納がないこと

(償還等)

第8条 あっせんに係わる貸付金（以下「貸付金」という。）の償還は、貸付を受けた日の属する月の翌月から36月以内において、毎月均等に行うものとする。

2 貸付金は、無利子とする。

3 支払日後に貸付金の支払いをする場合は、当該支払日に支払うべき支払金の額に当該支払日の翌日から支払の日までの期間の日数に応じ、年14パーセントの割合を乗じて得た額に相当する延滞金額を加算して支払わなければならない。

(あっせんの決定の取消し)

第9条 市長は、第5条に規定する決定を受けた者が当該決定後の後3月以内に金融機関から融資を受けない場合は、当該決定を取り消すものとする。

(利子補給)

第10条 本市は、金融機関に対して、年4回に分けて、利子補給を行うものとする。

2 利子補給の利率は、当該年度4月1日現在の長期プライムレートとし、当該年度10月1日現在において、見直しを行うものとする。

(損失補償)

第11条 本市は、当該融資により金融機関に損失が生じた場合は、その損失を補償するものとする。

2 損失補償の限度額は、損失が確定した日における当該融資を行った金融機関に係る未償還元金の1割に相当する額とする。

(実施細目)

第12条 この要綱の実施細目は、建設局下水道経営部長が定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

(関係要綱の廃止)

- 1 仙台市農業集落排水設備設置資金融資あっせん要綱は廃止する。
- 2 仙台市農業集落排水設備設置資金融資制度利子補給交付要綱は廃止する。

(経過措置)

この要綱の実施の日前に旧要綱に基づきなされた申請に係るあっせんについては、なお従前の例による。

附 則 (平成15年3月改正)

(実施期日)

- 1 この改正は、平成15年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱実施の日前になされた申請に係るあっせんについては、なお従前の例による。

附 則 (平成19年3月23日改正)

(実施期日)

この改正は、平成19年4月1日から実施する。

附 則 (平成21年4月1日改正)

(実施期日)

この改正は、平成21年4月1日から実施する。

附 則 (令和2年4月1日改正)

(実施期日)

この改正は、令和2年4月1日から実施する。

附 則 （令和4年3月18日改正）

（実施期日）

この改正は、令和4年4月1日から実施する。